身体拘束等の適正化のための指針

１　身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、旭川子ども総合療育センター（以下「センター」という。）の療育理念を念頭に拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）センターの療育理念

> １　私たちは子どもたち一人ひとりの人権や基本的な権利を尊重し、療育に当たります。
> ２　療育の目標として、一人ひとりニーズに合わせた療育と多専門的なアプローチを目指します。
> ３　療育の内容として、子どもたちとご家族における生活の質向上につながるものを求めます。
> ４　一人ひとりの子どもたちの能力を高めるだけでなく、子どもたちとそのご家族が安心して地域で生活できるよう努力します。
>
> （令和２年採択）

（２）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（３）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

ア　切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能が著しく高いこと。

イ　非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

ウ　一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

（４）身体拘束等とされる行為の例

行為の例	対象児童	理　　由
車椅子・その付属品と手すり等とロープで繋ぐこと	自力で車椅子駆動ができる児童	見守りがなく移動すると危険なため
砂嚢による車イスの固定		
天蓋ベッド、重心ベッドの使用	全ての児童	常時見守りが必要なため
ミトン型手袋の使用	カテーテル・チューブを使用している児童	自己抜去予防のため
	自傷他害のおそれのある児童	自傷他害予防のため
車椅子・座位保持装置またそれらに拘束するためのマジックベルト等の使用　※	独歩ができる児童	見守りがなく移動すると危険なため

※　ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、車椅子乗車時のベルトは利用者の安全確保に必須であるため、身体拘束に該当しない。

２　子どもの権利擁護委員会その他センター内の組織に関する事項

身体拘束等の廃止に向けての協議・検討・取組みは、「子ども権利擁護委員会」（以下「委員会」という。）及び同委員会の担当部会において行う。

なお、年１回は身体拘束等の事例を集計した結果を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を委員会で検討する。

３　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

身体拘束等の廃止を図るため、次のとおり職員研修を行う。

（１）合同業務研修を活用し、年１回以上研修を実施する。

（２）新任職員採用時に研修を実施する。

（３）上記研修の実施内容については委員会の担当部会において企画・立案する。

４　センター内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

センター内で「安全確保（身体拘束）に関するマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づく手続きを経ずに実施している身体拘束事例を発見した職員

は、速やかに主治医に報告する。報告を受けた主治医は、当該身体拘束の必要性を判断し、やむを得ず身体拘束等を行う場合には「マニュアル」に基づく対応を行う。

なお、当該事例が虐待の疑いがある場合は「入所児童等虐待防止対策実施要綱」に基づき、地域連携課長に報告する。

５　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、やむを得ず身体拘束等を行う場合には「マニュアル」に基づき、次のとおり対応する。

（１）医師による評価と指示

ア　本入院児の身体拘束の可能性の有無は、療育方針検討会議で決定する。

イ　ショートステイ利用者の身体拘束の可能性の有無は、ショートステイ委員会で決定する。なお、ショートステイ利用者の別紙「安全確保に関する説明・同意書」（以下「同意書」という。）は、単年度内有効とする。

ウ　医師は患者及び家族に身体拘束について説明し、その内容をカルテに記載する。また、「同意書」を家族から受け取り、原本はカルテに編綴し、その写しを家族に手交する。

エ　主治医不在時、夜間・休日は当直医が指示する。

（２）患者及び家族へのインフォームド・コンセント

ア　身体拘束の適応と判断された場合は、医師はその必要性・方法・予測・期間などを説明し、「同意書」にて承諾を得るとともに、その旨をカルテに記載する。

イ　夜間など緊急で拘束を行う場合は、医師の指示の下、看護師は身体拘束の必要性について家族に説明し同意を得（電話でも可)、看護記録に記載する。後日、改めて医師の説明を行い、同意書にて承諾を得る。

（３）看護師による身体拘束の実施と評価

ア　「同意書」があることを確認する。

イ　拘束開始後は、２時間毎にアセスメントし、看護記録に記載する。

ウ　拘束を開始する状況・開始時間・拘束中のアセスメント・拘束解除については看護記録に記載する。その他、詳細についてはマニュアルを参照する。

６　利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本指針は、センターで使用する要綱・規定等フォルダに保存し全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者等が閲覧できるようにホームページへ掲載する。

７　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。

（１）マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。

（２）事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。

（３）障がい者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等 を行っていないか。

（４）障がい等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。

（５）支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

附　則

１　この指針は、令和５年４月１日より施行する。

２　この一部を改正する指針は、令和７年７月３日より施行する。

別紙

安全確保に関する説明・同意書

北海道立旭川子ども総合療育センター

今回　　様（　　年　　月　　日生）の入院中、下記のような危険性を回避するために、やむを得ず必要最小限の身体の拘束を行うことがあります。また、安全対策上の問題からやむを得ず、車椅子の固定などを行うことがあります。

あらかじめご説明して、ご承諾を得ておきたいと考えますが、緊急の場合は事前の了承無く、安全確保のために拘束する場合もありますので、ご承知おきください。

１．ベッドなどからの転落
２．車椅子の転倒
３．点滴や治療のためのチューブを抜いてしまう
４．自傷行為、他害行為
５．その他、目的とした治療に支障を来す場合

令和　　年　　月　　日

説明医師

病棟師長

私は、安全確保のために、一時的身体拘束についての説明を受け、その内容を理解しましたので、必要時、北海道立旭川子ども総合療育センターが拘束することに同意いたします。

令和　　年　　月　　日

患者様氏名

同意者様氏名
（患者様との続柄：　　）